

令和8年度 富田林市住宅用脱炭素化機器等導入促進助成金の手引き

地球温暖化防止対策を推進するため、市民の方が住宅に脱炭素化機器等を設置する経費の一部を助成します。

1 助成対象者

市税を滞納していない者であって、次のいずれかに該当する者。

- (1) 自ら所有、又は居住する市内の住宅（集合住宅を除く）に脱炭素化機器等を設置した者。対象機器等を設置する住宅が助成対象者の所有でない場合は、所有者の設置承諾を得ていること。
- (2) 本市内に対象機器等付き住宅を購入した者。

2 助成条件

次の条件のすべてを満たすこと。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 自己所有品であること。
- (3) 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までに、対象機器を取得した者。

※令和8年3月31日以前に取得した対象機器の申請は受付できません。

3 申請期間・申請方法について

- (1) 申請期間 令和8年6月8日（月）から令和9年3月31日（水）まで
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※申請期間後は受付できません。




- (2) 申請方法 申請期間中の午前9時から午後5時の間に環境衛生課（4階3番窓口）まで直接持参するか、下記郵送先に提出書類を郵送してください。

郵送先： 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号 環境衛生課 生活環境係 宛

《郵送に関する注意事項》

- 申請書の受理日を明確にするため、簡易書留等の配送記録が残る方法で郵送してください。
- 申請書が到着した日（祝日等の場合は翌開庁日）を受理日とします。
- 書類不足・不備の場合は、修正後の届出日を受理日とします。余裕をもって提出してください。
- 封筒に「脱炭素化機器助成金申請書 在中」と記入してください。

4 対象機器

対象機器等	要件
① 太陽光発電システム 	ア 太陽電池の最大出力が10kW未満のもので、発電した電力がその設置する住宅において消費されること。 イ 太陽光モジュールの増設又は改修でないこと。
② 家庭用燃料電池システム 	一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池システムとして指定している機器であること。
③ 家庭用定置式蓄電池 	ア 定置型であること。（ポータブル蓄電池は対象外。） イ 蓄電容量が1kWh以上のリチウムイオン電池で、かつ、日本産業規格又はこれと同等であると市長が認める規格に適合していること。

5 提出書類

- 助成金交付申請書（様式第1号）
- 設置機器内訳書（様式第2号）
- 対象機器設置住宅の位置図
- 対象機器設置完了後の当該対象機器のカラー写真
- 対象機器の設置費に係る領収書の写し又は支払を証明する書類
- 対象機器の型式、数量、金額等がわかる書類
- 対象機器が設置された住宅を自ら所有していることを証明する登記簿の写し又は居住していることを示す住民票（助成金の交付の申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し

市ウェブサイトダウンロードしてください
（環境衛生課窓口でも配布しています）

※申請者と建物所有者が異なる場合は以下のQ2.をご覧ください。①～③の書類をご用意ください。

《よくある問い合わせ》

Q1. 領収書の発行がない場合、提出可能な「支払を証明する書類」はどのような書類でしょうか。

A. 「支払い先の名称」、「支払額」、「支払日」が記載されており、対象機器の費用を支払ったことがわかる支払証明書、融資代金受領通知、銀行振込明細書等が考えられます。清算書や請求書は、「支払日」、「支払い済」の記載があれば受理できる場合がありますが、書類をご持参いただき、窓口でご相談ください。

Q2. 申請者と建物所有者が異なる場合は、どうしたらよいでしょうか。

A. ①申請者の住民票の写し、②建物の登記簿の写し、③同意書の3点を必ず提出してください。

同意書：申請者が同申請を行うことについて、建物所有者が同意することを証明する書類。

市ウェブサイトに参加様式を掲載していますのでご活用ください。

6 助成金額

30,000円 ※対象機器 **1種毎**の上限です。

※太陽光発電システム・燃料電池・蓄電池全てを自宅に導入する場合は上限が90,000円となります。

7 助成の対象経費

(1) 本体及び付属品の購入費

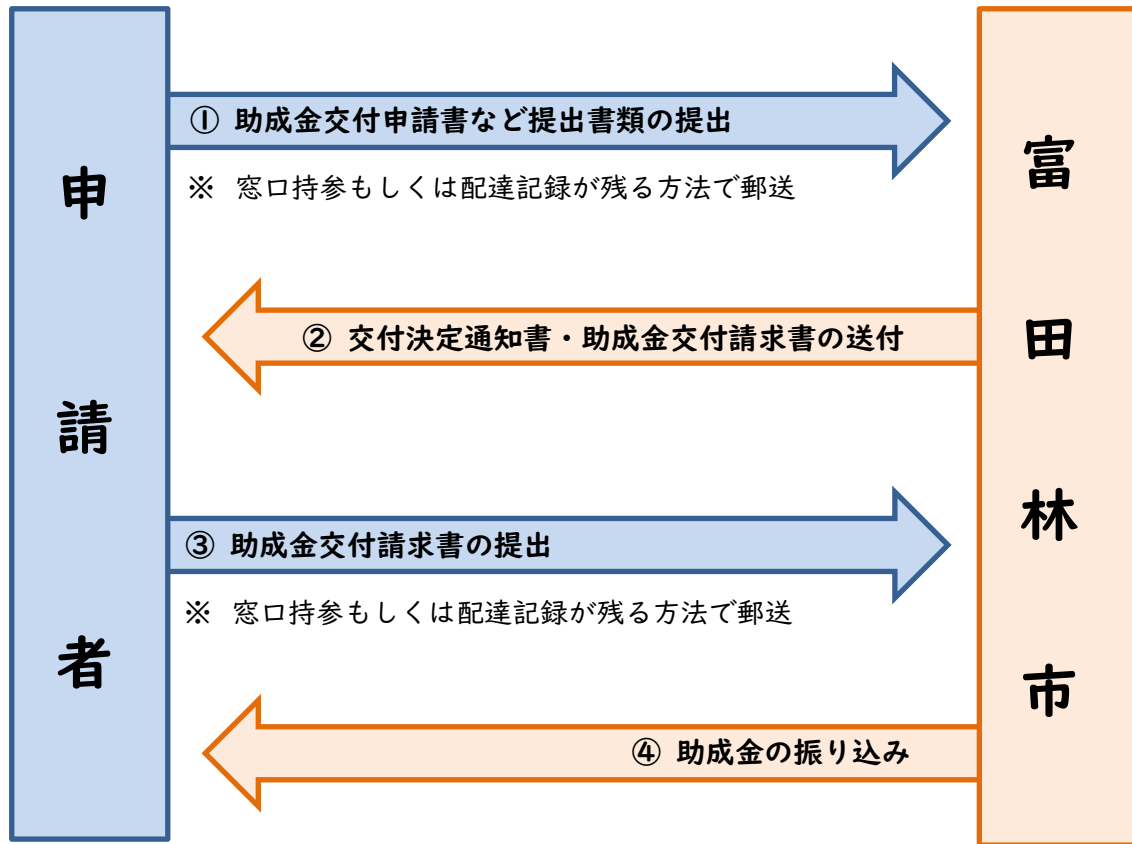
(2) 設置工事費

※なお、国または他の地方公共団体の補助金等の交付を受けられている方、その他の対象機器設置に係る収入がある方は、上記の対象経費からその収入額を差し引いた金額が対象経費となりますので、助成金交付申請書（様式第1号）に本市以外の補助金等の有無・金額を記入してください。

8 申請の流れ

(1) 申請	<p>手引きを確認し、提出書類一式を環境衛生課に提出してください。 なお、申請者以外（住宅会社等）が申請の手続きを代行する場合、助成金交付申請書（様式第1号）の「事務手続きの代行」欄に記載してください。</p> <p>※事務手続き代行者は、(1)及び(2)の申請に係る手続きを申請者から委任されたものであり、(3)交付決定後の手続きは申請者が行ってください。</p>
(2) 書類審査	<p>審査の過程で追加書類の提出を求められることがあります。</p> <p>※事務手続き代行者を委任されている場合、事務手続き代行者に追加書類の提出依頼を行います。</p>
(3) 交付決定	<p>助成金の交付を決定した後、申請者に交付決定通知書（様式第3号）と助成金交付請求書（様式第4号）を送付します。</p> <p>※事務手続き代行者には送付いたしません。</p>
(4) 請求書の送付	<p>申請者は、助成金交付請求書（様式第4号）に記入のうえ、環境衛生課窓口を持参いただくか、郵送してください。 郵送先は1ページ目に記載しています。</p> <p>※振込口座は、申請者本人のものに限ります。</p> <p>《郵送に関する注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none">● <u>簡易書留等の配送記録が残る方法</u>で返送してください。● 封筒に「助成金交付請求書 在中」と記入してください。
(5) 助成金の振込	<p>助成金交付請求書（様式第4号）に記入された金融機関の口座に助成金を振り込みます。</p>

9 申請の流れ（フローチャート）



虚偽による申請や交付決定内容に違反した場合、助成金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した助成金の返還を求めることがあります。

《問い合わせ先》

富田林市 市民人権部 環境衛生課 生活環境係

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

TEL：0721-25-1000 内線139・171

URL www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/93860.html



(環境衛生課ウェブサイト)